

高校生
奨学金

給付制奨学金の抜本充実を

現行の返還制度の改善も求める

日本共産党愛知県委員会と県会議員団は13日、愛知県知事に対し、高校生等奨学金制度の改善を求めました（下記の内容）。

6月定例会で県は県議会に、滞納期間が6年以上で返還意思を示さない奨学生と連帯保証人61人を提訴（訴訟）する同意を求めてきました。

これに対し共産党県議団は、「県当局の粘り強い努力は理解できるが、調査回答から貧困の増大、非正規雇用の増大など今日の青年の経済状況は深刻であり、県は丁寧で慎重な対応が求められている。訴訟は、返済に苦しんでいる人にますます不安を与える。「教育の機会均等」（憲法26条）を具現する奨学給付金制度こそ求められている」と強調し、「訴えの提起」の同意に反対しました。

今回の申し入れは、今日の経済状況の下で緊急性の高い内容です。返済が不要な「奨学給付金」制度は昨年度（対象は1年生）から始まっていますが、対象が「生活保護世帯と保護者全員が住民税所得割非課税（0円）の者」となっており対象も予算も増やすなど求めました。

申し入れに応じた竹下学習教育部長は、「私は社会科の教師で同じ思い。学習したい意欲ある生徒が経済的な理由で悩まずに勉学に集中できるための重要な制度」と申し入れ趣旨は認めつつも、「奨学給付金」は国庫補助事業でもあり、国には意見を伝えるが、県で拡充はできない」などの回答にとどまりました。



竹下学習教育部長に申し入れる。
須山参院選挙区候補とわしの・下奥議員（右から）

高等学校奨学金の改善に関する緊急申し入れ

憲法第26条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、「教育の機会均等」を保障しています。

高等学校については、その高い進学率が示すように国民的な教育機関となっており、かつ、その効果は広く社会に還元されるものとなっている現状を踏まえ、高等学校教育に係る費用負担について、これまでの家庭による負担から社会全体で負担するよう政策を転換することが必要となってきています。

しかしながら、高等学校等への修学については授業料以外にも大きな経済的負担があることから、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減して、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられる仕組みの構築が求められています。

日本社会はいま、国民の所得が悪化し、経済的格差が拡大し、子どもの貧困率が高まるなど、教育をめぐる環境は悪くなるばかりです。未来を担う高校生が、健全で豊かな高校生活と学業に専念できるよう、愛知県の就学支援について、次のように改善されるよう、緊急に申し入れます。

- 1.返済が不要である「高等学校等奨学給付金」事業の対象条件を拡大するとともに、予算を増額すること。
- 2.(返済が必要な)「高等学校等奨学金」事業についても、対象条件を拡大すること。
- 3.«高等学校等奨学金」の連帯保証人制度は中止すること。
- 4.所得連動返還猶予制度の「年収200万円以下」を抜本的に改善すること。
- 5.«所得連動返還型奨学金」など、奨学金返済の減免制度の創設、返還期間や年齢を条件に返済免除制度を創設すること。
- 6.成功報酬制をベースとした奨学金滞納回収業務の民間委託は中止すること。